

令和5年

桑折町農業委員会会議録

第1回臨時会

令和5年7月21日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会臨時会

1. 日 時 令和5年7月21日 午後2時20分

2. 場 所 桑折町役場 正庁

3. 応召委員 次のとおりです。

1 寺島 智史	2 山家 修
3 高橋 貢	4 菅野 昭一
5 佐藤 徳雄	6 大泉 忠志
7 佐藤 孝 (欠席)	8 浅野 国英
9 蓬田 浩幸	10 佐藤 親

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名です。

5. 提出案件

選挙第1号 桑折町農業委員会会長互選について

選挙第2号 桑折町農業委員会会長職務代理者互選について

議案第20号 桑折町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八 卷 靖 之  
係 長 吉 田 安 孝  
主任主査 後 藤 尚 子  
主任主査 小野地 俊 介  
農業振興調整官 荒 川 光 弘

7. 本会議開会宣言

事務局長

ただ今より、桑折町農業委員会第1回臨時会を開会いたします。はじめに、「臨時議長の選出」を行います。

本日の会議は、任命後初めての会議であり、会長が決定するまでの間、地方自治法第107条「議長の職務を行う者がいない時は、年長の委員が臨時に議長の職務を行う」という条文を準用し、本日出席委員の中で、継続して任命された委員のうち年長委員をもって臨時議長としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

事務局長

それでは、年長の委員であります佐藤 徳雄 委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

ただいま、ご指名をいただきました佐藤です。

暫時の間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席している議席といたします。

次に、選挙第1号「桑折町農業委員会会長互選について」を提案いたします。

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【選挙第1号、桑折町農業委員会会長互選についてを朗読後、説明】

1 ページ 選挙第1号 桑折町農業委員会会長互選について

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定に基づき、桑折町農業委員会会長を互選するものとする。

桑折町農業委員会規定第2条第1項の規定により、単記無記名投票となります。得票数の同じ者が2名以上であるときは、「くじ」で定めます。

臨時議長

お諮りいたします。会長互選については、桑折町農業委員会規程第2条第1項の規定により単記無記名投票により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

臨時議長

ご異議なしと認めます。会長互選については、単記無記名投票によることに決

定しました。

これより、桑折町農業委員会会長の投票を行います。

ただいまの出席委員は、9名です。

お諮りいたします。選挙立会人は、臨時議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

臨時議長

異議なしと認めます。それでは指名いたします。

仮議席番号1番 寺島 智史 委員

仮議席番号2番 山家 修 委員を指名いたします。

それでは、事務局より投票用紙を配布いたします。投票用紙を受け取ったら、記入をお願いします。投票は、単記無記名となります。

(事務局より各委員へ投票用紙を配布)

臨時議長

投票用紙の配布漏れはありませんか。

それでは、投票箱を点検いたします。

事務局

(議長、選挙立会人にて投票箱を点検)

臨時議長

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局より議席番号と氏名を呼びますので順番に投票願います。

事務局

(選挙立会人のもと投票を実施)

臨時議長

投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

臨時議長

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。選挙立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

(選挙立会人のもと事務局にて開票)

臨時議長

開票が終了しましたので、開票の結果を報告いたします。

投票総数は、9票で、

有効投票9票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

佐藤 徳雄 委員 7票

佐藤 親 委員 1票

浅野 国英 委員 1票

臨時議長

以上のとおりです。よって私、佐藤 徳雄 が桑折町農業委員会会長に当選いたしました。

佐藤委員

ただいま会長に指名されました、佐藤です。

何もわかりませんが、皆様と一緒に農業委員会を盛り上げていきたいと思しますので、ご協力お願いいたします。

臨時議長

会長が決定いたしました。桑折町農業委員会会議規則第7条の規定に「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、引き続き議長の職務を行います。

会 長

次に、選挙第2号「桑折町農業委員会会長職務代理者互選について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【選挙第2号、桑折町農業委員会会長職務代理者互選について】**

2ページ 選挙第2号 桑折町農業委員会会長職務代理者互選について

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、桑折町農業委員会会長職務代理者を互選するものとする。

桑折町農業委員会規定第2条第1項の規定により、単記無記名投票となります。

得票数の同じ者が2名以上であるときは、「くじ」で定めます。

会 長           お諮りいたします。会長職務代理者互選については、桑折町農業委員会規程第2条第1項の規定により単記無記名投票により行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長           ご異議なしと認めます。会長職務代理者互選については、単記無記名投票によることに決定しました。

これより、桑折町農業委員会会長職務代理者の投票を行います。

ただいまの出席委員は、9名です。

お諮りいたします。選挙立会人は、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長           異議なしと認めます。それでは指名いたします。

仮議席番号3番 高橋 貢 委員

仮議席番号4番 菅野 昭一 委員 を指名いたします。

それでは、事務局より投票用紙を配布いたします。投票用紙を受け取ったら、記入をお願いします。投票は、単記無記名となります。

事務局           (各委員へ投票用紙を配布)

会 長           投票用紙の配布漏れはありませんか。

それでは、投票箱を点検いたします。

事務局           (議長、選挙立会人にて投票箱を点検)

会 長           異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局より議席番号と氏名を呼びますので順番に投票願います。

事務局 (選挙立会人のもと投票を実施)

会 長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

会 長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。  
それでは開票を行います。  
選挙立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

(選挙立会人のもと事務局にて開票)

会 長 開票が終了しましたので、開票の結果を報告いたします。  
投票総数は、9票で、  
有効投票9票、無効投票0票です。  
有効投票のうち、

浅野 国英 委員 7票

蓬田 浩幸 委員 1票

佐藤 親 委員 1票

会 長 以上のとおりです。よって 浅野 国英 委員が桑折町農業委員会会長職務代理者に当選いたしました。

会長職務代理者に当選されました 浅野 国英 委員より、ご挨拶をいただきたいと思います。

浅野委員 ただいまご指名いただき、会長職務代理者になりました浅野国英です。  
初めてのことですが、佐藤会長を助け、この新メンバーで3年間勉強してきた  
と思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 次に、議席の決定を行います。議席については、桑折町農業委員会会議規則第

10条の規定により、くじにより定めます。仮議席順にくじを引き、引いた番号を議席番号としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長           ご異議がないようですので、そのように決定いたします。なお、慣例により議席番号9番を会長職務代理者、10番を会長としておりましたので、それ以外の1番から8番の議席について決定を行います。

(事務局が各委員席を回り、順次くじを引いてもらう。)

会 長           くじの引きもれは、ありませんか。

(くじの引きもれなし)

会 長           それでは、事務局よりくじの結果を報告します。

事務局          くじの結果を報告いたします。

1番	佐藤 孝	委員
2番	高橋 貢	委員
3番	寺島 智史	委員
4番	佐藤 親	委員
5番	大泉 忠志	委員
6番	山家 修	委員
7番	菅野 昭一	委員
8番	蓬田 浩幸	委員
9番	浅野 国英	委員
10番	佐藤 徳雄	委員

会 長           ここで、議席変更のため暫時、休議します。



(議席の変更)

会 長            それでは、会議を再開いたします。議席が確定いたしましたので、議事録署名委員を指名いたします。

                 桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長            議事録署名委員を指名いたします。

2番 高橋 貢 委員

3番 寺島 智史 委員 を指名いたします。

                 それでは、議案第20号「桑折町農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局            【議案再20号、桑折町農地利用最適化推進委員の委託の承認についてを朗読後、説明】

                 農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づく桑折町農地利用最適化推進委員に、下記の者を委嘱することについて、農業委員会の承認を求めるものです。

                 なお、詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

会 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長            質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

                 議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり決定いたしました。  
以上を持ちまして、臨時会に提出されました案件は全部終了いたしました。  
令和5年第1回臨時会を閉会いたします

閉 会 (午後2時50分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年7月21日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人